

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 グランピングから出る灰
2 地下浸透層にたまった汚泥は一廃か



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会1)

グランピングを半年間(冬場)管理して、夏場は別の会社が管理する会社から相談がありました。グランピングでバーベキューをやった時に出る灰は、産業廃棄物か一般廃棄物か。他県では、一般廃棄物という県もあれば産業廃棄物という県もあります。栃木県はどちらに該当させていますか。量的には、1ヶ月で45リットルの袋2個程度です。

(回答1)

産業廃棄物か一般廃棄物に該当するかは、排出期間や量で決まるものではありません。グランピング場を管理している方が排出者となるのであれば、グランピング場の提供を事業活動としていますので、産業廃棄物に該当すると思われます。グランピングを利用した人に持ち帰りを義務付けるとすれば、持ち帰った灰は一般廃棄物に該当すると思いますが、そんな面倒なことを義務付けるとグランピングする人は来なくなるでしょうから、前者のケースしかないと思います。従って、産業廃棄物に該当すると思います。

(照会2)

一般住宅で放流先がない場合、浄化槽の排水を地下浸透させていますが、地下浸透槽を清掃したときに出る汚泥は、一般廃棄物になりますか、それとも産業廃棄物になりますか。また、一般住宅で、単独浄化槽を設置している場合に、生活雑排水のみをグリストラップで処理している場合があります。グリストラップを清掃して出た汚泥は、一般廃棄物になりますか、それとも産業廃棄物になりますか。

(回答2)

浄化槽からの排水を地下浸透させることにより発生する汚泥は、一般廃棄物に該当すると思います。また、単独浄化槽を設置し、生活雑排水を処理するために設置したグリストラップを清掃したときに発生する汚泥は、一般住宅のケースなので、一般廃棄物で問題ないと思います。なお、栃木県の場合、廃棄物処理法の定義は、産業廃棄物以外が一般廃棄物に該当しますので、県または宇都宮市が産業廃棄物に該当するか判断することになります。今回のような場合は、それぞれ県または宇都宮市に確認することをお奨めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(3月10日現在、12件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。